

## 合併市に関する調査

記入月日：平成17年2月1日

### 基礎情報

都道府県・市名	熊本県・山鹿市（やまがし）
合併期日	平成17年1月15日
合併形式	新設合併
住所(旧市町村名も記載)	熊本県山鹿市山鹿978番地(旧山鹿市)
人口（合併直前の国調）	59,491人
面積	299.67km <sup>2</sup>
議員定数	30人
関係市町村名	山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町

### 関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	山鹿市	32,944	87.02	22	24.10
	鹿北町	5,290	86.17	12	30.00
	菊鹿町	7,524	77.38	12	30.50
	鹿本町	8,522	17.63	14	27.00
	鹿央町	5,211	31.47	12	29.30
合計	-	59,491	299.67	72	-

### 関係市町村の財政状況

\*数値は合併直前の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直前の予算を記入。

平成16年度予算

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
関係市町村	山鹿市	13,097,941	2,765,000	4,202,994	旧新産	0.394
	鹿北町	4,040,799	312,848	1,516,502	過疎、山振、特定農	0.193
	菊鹿町	4,873,153	290,064	1,974,312	過疎、山振、特定農	0.160
	鹿本町	4,521,316	525,933	1,470,887		0.291
	鹿央町	3,650,427	272,772	1,270,000	過疎、特定農	0.181
合計	-	30,183,636	4,166,617	10,434,695	-	-

## 合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年1月1日	解散年月日：平成17年1月14日
内容	協議会委員の構成は、市町長、議長、副議長、自治会代表、女性代表、青壮年代表、高齢者代表、教育代表者、その他有識者の各市町9人と県振興局長による総勢46人で、合併協定項目49項目について2年間をかけて協議を行った。	
住民発議について	有	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年度～平成26年度	
基本計画の主要項目	まほろば創生 ～今、はばたく。光あふれ、人輝く未来へ～ 1. 「人・はぐくむ」 いきいきと、きらめいて 2. 「暮らし・みのる」 24時間安心 3. 「産業・ひらく」 もっと活力、もっと潤い	
旧市町村庁舎の利活用	旧山鹿市の庁舎(別館プレハブを増設)を本庁舎及び総合支所とし、旧4町の役場を各総合支所とした。	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 1
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	無	有の場合： - 年 - ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：35.3万円	
地域審議会の設置について	有	
内容	旧市町ごとに設置し、市長の諮問に応じて審議・答申 1. 設置期間 合併の日から平成27年3月31日まで 2. 委員数 15人以内(公共の団体に属する者、学識経験者、公募による者) 3. 委員の任期 2年(再任可)	
地方税に関する特例	有	
内容	1. 法人市町村民税(税率) 合併の日の属する年度から平成19年度までは不均一課税とし、平成20年度から統一する。 2. 入湯税(税率) 合併の日の属する年度は1市4町の例による不均一課税とし、平成17年度から統一する。	
合併特例債発行限度額(億円)	248億円	

## その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め <b>10項目</b> ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)
	<ol style="list-style-type: none"> <li>合併の方式：新設合併(対等合併)</li> <li>合併の期日：平成17年(2005年)1月15日</li> <li>新市の名称：「山鹿市」</li> <li>新市の事務所の位置：山鹿市山鹿978番地(旧山鹿市役所) 合併後3年以内を目処に、新たな事務所の建設に着手する。</li> <li>財産の取扱い：1市4町の財産は、すべて新市に引き継ぐ。</li> <li>議会議員の任期、定数等：条例定数を30人とし、選挙を行う。 合併後最初に行われる設置選挙に限り選挙区を設ける。</li> <li>農業委員会委員の任期及び定数：選挙による委員の定数を20人とし、選挙区を設ける。在任特例を適用し、その選出委員の任期は1年間とする。</li> <li>地方税の取扱い：1市4町差異のないものは現行のとおりとし、差異のあるものは個別調整。</li> <li>新市建設計画：平成17～26年度(3つのテーマと10の主要施策・5つの構想)</li> <li>地域審議会の取扱い：旧市町ごとに設置する。</li> </ol>
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。

- 新庁舎建設
- 行財政改革
- 合併後に調整とされた事項